

3/ 観名保第17号

平成31年4月18日

文化庁長官 様

申請者 住所 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
氏名 名古屋市長 河村たかし
(担当部署 観光文化交流局名古屋城跡三の丸事務所)



特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）の許可申請

このことについて、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)第125条第1項の規定により、関係書類を別紙のとおり添えて申請します。

記

- 1 史跡名勝天然記念物の別及び名称
特別史跡 名古屋城跡
- 2 指定年月日
昭和 27 年 3 月 29 日
- 3 所在地
愛知県名古屋市中区本丸 1 番
- 4 所有者の氏名又は名称及び所在地
名古屋市
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体の名称及び事務所の所在地（管理団体が指定されている場合）
「4」と同じ
- 7 管理責任者の名称及び事務所の所在地（管理責任者が選定されている場合）
なし
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
名古屋市長 河村たかし
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由

現在の鉄骨鉄筋コンクリート造天守閣は、

Is 値が

極めて低く、コンクリートの中酸化も進行し外壁が剥落するなど危険な状態である。

現在は暫定的に入場禁止としているが、このまま放置することはできない。

現天守閣の建設時に天守台穴蔵部分の石垣が改変されているため、天守台石垣を適切に保存・修復していくためには、現天守閣を解体した上で、穴蔵石垣の発掘調査を行い、その現況を正確に把握する必要がある。

※ [Redacted]

10 現状変更等の内容及び実施の方法

(1) 解体の対象となる建築物等

大天守閣：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上7階建 延べ面積 4,698.9 m² 1棟
高さ 約 49m

小天守閣：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建 延べ面積 849.1 m² 1棟
高さ 約 25m

外部エレベーター棟；鉄骨造 2階建 高さ 約 17m 延べ床面積 35.8 m² 1棟

その他付属物：小天守閣西側屋外階段 鉄筋コンクリート造 1か所

空調用室外機等（空調用電気盤、配管類等を含む）

園内施設物：仮設物設置に支障となる案内看板等の撤去を行う

地盤の掘削を伴わないよう、地表面に露出している部分のみを撤去

※ [Redacted]

※ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

※ [Redacted]

※ [Redacted]

[Redacted]

※ [Redacted]

[Redacted]

※ [Redacted]

[Redacted]

(2) 解体範囲及び解体の手順

切断工法によるブロック解体により地上部分（1階床面より上の部分）の建築物及び建築設備を解体・撤去する。

※ [Redacted]

※ [Redacted]

※ [Redacted]

[Redacted]

(3) 樹木の移植・伐採及び剪定

仮設物設置範囲内の樹木については、来歴及び樹種により移植・伐採及び剪定を行うこととする。

[Redacted]

[Redacted]

仮設物設置範囲の樹木について [Redacted] すべて近現代に
植樹されたもの [Redacted]

[Redacted]

- ※ [Redacted]
- ※ [Redacted]
- ※ [Redacted]

(4) 仮設物等の設置

[Redacted]

- ※ [Redacted]
- ※ [Redacted]
- [Redacted]
- ※ [Redacted]

① 内堀保護工 [Redacted]

② 仮設構台 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
※ [Redacted]
[Redacted]

③ 仮設棧橋 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

④ 大型土のう [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

⑤ 仮囲い [Redacted]
[Redacted]

(5) 発掘調査

[Redacted]

仮設構台及び仮設棧橋の設置に際し、御深井丸及び小天守西側をトレンチ調査し、遺構面の深さ及び遺構の密度などを確認する。 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

※ [Redacted]

※ [Redacted]

(6) 地盤調査（ボーリング調査・平板載荷試験）

[Redacted] 仮設等の設置に伴う
[Redacted] 各種地盤調査を実施する。

① 天守台ボーリング調査 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

※ [Redacted]

※ [Redacted]

[Redacted]

② 外堀ボーリング調査 2か所

仮設棧橋の設置に伴い [Redacted]

[Redacted] 地盤の設

計支持力を確認する。

[Redacted]

[Redacted]

※ [Redacted]

※ [Redacted]

③ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
※ [REDACTED]
※ [REDACTED]

④ 平板載荷試験 [REDACTED]
仮設構台、仮設棧橋を設置するにあたり、[REDACTED]
[REDACTED]設計支持力があることを確認する。
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
※ [REDACTED]
※ [REDACTED]

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡に及ぼす影響に関する事項

① 解体工事に伴う遺構に対する影響への配慮
解体工事については、解体範囲を大天守閣、小天守閣ともに1階床面より上層部分のみとし、天守台石垣については一切手を加えない。また、振動を伴わない工法を採用することにより、遺構及び天守台石垣への影響は軽微である。
※ [REDACTED]

解体時における落下物等による遺構の毀損を防止するために、建物周囲には外部足場を設置し落下物の飛散を防止する。
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
※ [REDACTED]

② 仮設物設置に伴う遺構に対する影響
仮設構台・仮設棧橋及び内堀保護工、並びに解体に使用する揚重機（クローラークレーン）、[REDACTED]車両等の通行などが史跡に与える影響について、[REDACTED]
[REDACTED]解析を行った結果、史跡等への影響は軽微である。
※ [REDACTED]
※ [REDACTED]
[REDACTED]

③ 解体による現天守閣の荷重が除荷されることによる石垣への影響

解体により建物荷重が除荷されることによるリバウンドの影響については、

解析を行った結果、史跡に与える影響は軽微である。

※

※

④

(1)

(2)

(3)

※

※

⑤

※

⑥

12 現状変更等の着手及び終了の予定時期

着手 現状変更許可を受けた日以後

完了 2021年7月末日

※

13 現状変更等に係る地域の地番

愛知県名古屋市中区本丸1番

- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

解体工事及び仮設物等の設置：株式会社竹中工務店名古屋支店

執行役員 支店長 市川 敦史

愛知県名古屋市中区錦二丁目2番13号

- 15 埋蔵文化財調査に関わる発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

氏名 深谷 淳

(名古屋市 観光文化交流局 名古屋城調査研究センター 学芸員)

住所

※

- 16 出土品の処理に関する希望

- 17 その他参考となるべき事項

埋蔵文化財調査に関わる発掘担当者

名古屋市 観光文化交流局 名古屋城調査研究センター 深谷 淳

愛知県名古屋市中区本丸1番1号

電話 052-231-2481 FAX 052-201-3646

施工管理担当者：名古屋城総合事務所保存整備室 荒井 敦徳

愛知県名古屋市中区本丸1番1号

電話 052-231-2488 FAX 052-201-3646

【添付書類】

[1]

[2]

[3]

[4]

[5]

[6]

[7]

[8]

[9]

[10]

- [11] ██████████
- [12] ████████
- [13] ██████████
- [14] ██████████
- [15] ██████████
- [16] ████████
- [17] ██████████
- [18] ████████
- [19] ██████████
- [20] ██████████
- [21] ██████████
- [22] ████████
- [23] ██████████
- [24] ██████████
- [25] ██████████
- [26] ████████
- [27] ██████████
- [28] ██████████
- [29] ██████████
- [30] ██████████
- [31] ██████████
- [32] ██████████
- [33] ████████

- <1> ██████████
- <2> ██████████
- <3> ██████████
- <4> ██████████
- <5> ██████████
- <6> ██████████

- [34] ████████
- (1) ██████████
- (2) ██████████
- (3) ██████████
- (4) ██████████
- (5) ██████████
- (6) ██████████
- (7) ██████████
- (8) ██████████